

(1)サービス利用に係る自己負担額 1日あたり

1.ご契約者の 要介護度と サービス利用 料金	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
	4,510 円	5,610 円	6,030 円	6,720 円	7,450 円	8,150 円	8,840 円
2. サービス 利用に係る 自己負担額 1割	451 円	561 円	603 円	672 円	745 円	815 円	884 円
2割	902 円	1,122 円	1,206 円	1,344 円	1,490 円	1,630 円	1,768 円
3割	1,353 円	1,683 円	1,809 円	2,016 円	2,235 円	2,445 円	2,652 円

・給食費(材料及び調理費) 1, 545 円 (朝食 380 円 昼食 625 円 夕食 540 円)

・滞在費 1, 231 円 (水道光熱費等含む)

・送迎費 片道 184 円

※厚生労働大臣が定める基準に適合した介護職員処遇改善計画・介護職員等特定処遇改善計画に基づき、介護職員の賃金処遇に適切な措置を講じている場合には、月額介護保険料その他加算を含めた料金に相当額を加算いたします。

(2)負担限度額認定書の交付を受けられた方の滞在費、食費の負担額

世帯全員が市町村民税非課税の方(市町村民税世帯非課税者)や生活保護を受けておられる方の場合は市町村の認定により負担が軽減されます。

(単位:円/日)

負担段階	対 象 者	滞 在 費	食 費
第 1 段階	市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 生活保護受給者	380	300
第 2 段階	市町村民税世帯非課税であって 課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万以下の方	480	600
第 3 段階①	市町村民税世帯非課税であって 利用者負担第 2 段階以外の方(課税年金収入 が 80 万円超 120 万円未満の方など)	880	1,030
第 3 段階②	市町村民税世帯非課税であって 利用者負担第 2 段階以外の方(課税年金収入 が 120 万円超の方)	980	1,360
その他	市町村民税世帯非課税であって 利用者負担第 2 段階以外の方(課税年金収入 が 120 万円超の方)	1,231	1,545

(3)法人による利用者負担軽減制度

市町村民税世帯非課税者であって、下記の要件の全てを満たす方のうち、その方の収入や世帯状況、利用料負担等を総合的に勘案し、生計が困難であるとして、市町村が認めた方。

- ① 年間収入が単身者で 150 万円、世帯員が 1 人増えるごとに 50 万円を加算した額以下であること
- ② 預貯金等の額が単身世帯で 350 万円、世帯員が 1 人増えるごとに 100 万円を加算した額以下であること
- ③ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと
- ④ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと
- ⑤ 介護保険料を滞納していないこと

事業所の減額割合は 1/4 (利用者負担第 1 段階の方は 1/2)を原則とする。

2026 年 8 月 1 日 より